



なみ き

埼玉県議会議員



並木まさとし

無所属
県民会議
SAITAMA

発行者
連絡先

埼玉県議会議員 並木正年
〒365-0038 鴻巣市本町 3-2-19-B
TEL 541-7777 / FAX 543-8000

日頃の活動は
ホームページで!

並木まさとし

検索

namikimasatoshi@soleil.ocn.ne.jp



埼玉県 中小企業・個人事業主支援金

緊急事態宣言の延長につき 10 万円を追加支援

第2弾 5月12日～5月31日分の追加支援が決定

第1弾 (4月8日～5月6日の休業)については 66号のチラシを参照

受付期間 令和2年6月1日(月)～令和2年7月17日(金)まで

支給要件は次の全てを満たす必要があります *第1弾との変更点は①②です

- ① 2019年の(法人は前事業年度)「月間の平均売上げが15万円以上あること」
- ② 令和2年5月12日から5月31日までの間に※8割以上(16日以上)休業していること
- ③ 埼玉県内に本社を有する中小企業又は個人事業主であること
- ④ 緊急事態措置実施前(令和2年4月7日以前)から必要な許認可を取得、事業を行っていること
- ⑤ この支援金を重複して申請していないこと
- ⑥ 令和2年5月12日から5月31日までの間に営業停止等の行政処分を受けていないこと
- ⑦ 暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者、代表者又は役員が暴力団員等となっている法人、その他知事が適当でないと思えた者に該当しないこと

※5月12日から31日まで20日間のうち8割(16日)以上の休業日数のカウントは以下の通りです

カウントの内容	日数換算
新型コロナウイルスの影響による臨時休業日	1日
新型コロナウイルスの影響以外による臨時休業日・定休日	1日
売上げがなかった日	1日
営業時間を短縮した日	0.5日
店内営業を休止し、デリバリーやテイクアウトのみ営業	0.5日

申請に必要な書類

電子申請が原則です

- ① の証明について→確定申告書(税務署の受領印が押してあるもの)
- ② の証明について→令和2年5月12日から5月31日までの間の休業の状況が分かる書類
*ホームページの告知、店頭ポスター、チラシなど対外的にその事実を周知していることが分かる写真
- ③ 令和2年4月7日以前から事業活動を行っていることが分かる書類
*直近の確定申告書の控え、法人県民税等の領収証書、個人事業税等の納税証明書など
- ④ 事業活動に必要な許可等を取得していることが分かる書類(該当する場合のみ)
*飲食店営業許可、酒類販売業免許など
- ⑤ 本人確認書類(個人事業主のみ) *運転免許証、パスポート、健康保険証など
- ⑦ 令和2年5月12日から5月31日までの間の売上げがない日が分かる書類(該当する場合のみ)
*売上帳簿、事業収入額を示した帳簿など
- ⑧ 支援金の振込先の通帳等の写し



埼玉県中小企業等支援相談窓口

TEL 0570-000-678または 048-830-8291